

毎週火、金曜日発行(但休日等)ときは翌日(昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

# 鳥取県公報

## 目次

◇規則 計量単位の統一に伴う関係規則の整備に関する規則

◇訓令 鳥取県災害状況報告規程の一部改正

鳥取県農行造林施行手続の一部改正

市町村衛生事務報告規程の一部改正

干拓事業所処務規程の一部改正

## 規則

計量単位の統一に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

昭和三十三年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十号

計量単位の統一に伴う関係規則の整備に関する規則

(鳥取県国有財産事務取扱規則の一部改正)

第一条 鳥取県国有財産事務取扱規則(昭和二十九年七月鳥取県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第三号、第十一条第三号、第十二条第五号及び第二十八条第三号中「坪数」を「面積」に改める。

様式第二号の二の台帖及び記載要領9中「坪数」を「畝数」に改め、様式第二号の三の台帳及び記載要領5中「坪数」を「畝数」に、「坪数」を「畝数」に改め、様式第二号の四の台帖及び記載要領3中「坪数」を「立方メートル」に改め、様式第二号の五の台帖中「坪数」を「メートル」に改め、様式第三号の報告書中「坪数」を「平方メートル(又はヘクタール)」に、「坪数」を「畝数」に改め、様式第三号の二の報告書中「坪数」を「畝数」に、「坪数」を「畝数」に、「坪数」を「平方メートル」に改め、様式第八号の二の台帖中「坪数」を「畝数」に改める。

(生活保護法施行細則の一部改正)

第二条 生活保護法施行細則(昭和二十八年十月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。  
様式第六十号の6設備の規模構造及び様式第六十号

二の8設備の規模構造中「坪数」を「畝数」に、「坪数」を「立方メートル」に改め、様式第六十号の7費用中「坪数」を「畝数」に改める。(社会福祉事業法施行細則の一部改正)  
第三条 社会福祉事業法施行細則(昭和二十七年八月鳥取県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。  
第一号様式及び第二号様式中「坪数」を「畝数」に改める。  
(鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則の一部改正)  
第四条 鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則(昭和二十九年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。  
様式第四号の表中「坪数」を「平方メートル」に、「反」を「アール」に、「町反」を「アール」に改める。

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第五条 身体障害者福祉法施行細則(昭和二十八年十月

鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号、世帯員・資産・家計・その他の状況の表中「反」を「メートル」に、「坪」を「平方メートル」に改める。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第六条 児童福祉法施行細則(昭和二十三年七月鳥取県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第十七号、里親登録簿中「坪数」を「面積」に、「坪」を「平方メートル」に改める。

(鳥取県福祉生奨学金貸与規則の一部改正)

第七条 鳥取県福祉生奨学金貸与規則(昭和二十七年六月鳥取県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

様式第三号の表中「(反畝)」を「(アール)」に、「坪数」を「面積」に改める。

(肥料取締法施行細則の一部改正)

第八条 肥料取締法施行細則(昭和二十五年九月鳥取県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

報告様式第一号(イ)及び(ロ)の報告書中「(単位貫又は円)」を「(単位キログラム又は円)」に改める。

(主要農作物種子法の実施に関する条例施行規則の一部改正)

第九条 主要農作物種子法の実施に関する条例施行規則(昭和二十七年十一月鳥取県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「一升」を「一・八リットル」に改め、別記第一号様式中「反畝歩」を「アール」に改める。

(雌牛の飼育管理の委託及び譲渡等に関する規則の一部改正)

第十条 雌牛の飼育管理の委託及び譲渡等に関する規則(昭和三十三年十一月鳥取県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

様式第五号中「半」を「ヒュンヤン」に改め、様式第

七号の一中「刈」を「アーク」に、「畦」を「ヤロウ  
ミト」に改める。

(鳥取県種畜場種畜等払下規程の一部改正)

第十一条 鳥取県種畜場種畜等払下規程(昭和二十五年  
三月鳥取県規則第十五号)の一部を次のように改正す  
る。

様式第三号の五中「反当播種量」を「一〇アール当り  
種量」を「播種量」に、  
「播種」を「播種」に、「反当」を「一〇アール当り  
反別」を「面積」に、数量を「一〇アール当り  
量」に改め  
る。

(林業種苗法施行細則の一部改正)

第十二条 林業種苗法施行細則(昭和二十四年二月鳥取  
県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「二尺五寸」を「七〇センチメー  
トル」に、「三尺五寸」を「一メートル」に、「八間」  
を「一四メートル」に、「十間」を「一八メートル」  
に改める。

第九条中「四尺」を「一・二メートル」に改める。

第十七条第一号中「間」を「メートル」に、「寸」  
を「センチメートル」に改め、同条第二号及び第三号  
を次のように改める。

二 材積は立方メートルを単位とし、単位以下三位  
にとどめ、三位未満は切り捨てること。

三 金額は円を単位とし、単位未満は切り捨てるこ  
と。

様式第一号から第三号まで、様式第五号、様式第九  
号の二及び様式第十号中「間」を「メートル」に、  
「寸」を「センチメートル」に、「石」を「立方メー  
トル」に、同様式面積の欄中「町」を「ヘクタール」  
に改め、様式第八号中「升」を「リットル」に、「一  
升」を「一・八リットル」に改め、様式第十三号中  
「升合」を「リットル」に、「二升」を「三・六  
リットル」に、「四升」を「七・二リットル」に、  
「寸」を「センチメートル」に、「尺」を「メートル」に改める。

「センチメートル」に改める。

(別表) 胸高形数の表を次のように改める。

樹高	樹種	すき、あかまつ くろまつ、からまつ	ひのき
一〇	メートル	〇・五二三八	〇・五四四二
一		〇・五一三一	〇・五三五四
二		〇・五〇四二	〇・五二八二
三		〇・四九六六	〇・五二二一
四		〇・四九〇二	〇・五一六九
五		〇・四八四六	〇・五一二四
六		〇・四七九六	〇・五〇八五
七		〇・四七五三	〇・五〇五〇
八		〇・四七一四	〇・五〇二〇
九		〇・四六七九	〇・四九九二
〇		〇・四六四七	〇・四九六八
一		〇・四六一八	〇・四九四五

二	二	〇・四五九一	〇・四九二五
二	三	〇・四五六七	〇・四九〇七
二	四	〇・四五四五	〇・四八九〇
二	五	〇・四五二四	〇・四八七四
二	六	〇・四五〇五	〇・四八五九
二	七	〇・四四八七	〇・四八四六
二	八	〇・四四七〇	〇・四八三九
二	九	〇・四四五四	〇・四八二二
二	〇	〇・四四四〇	〇・四八一
三	一	〇・四四二六	〇・四八〇一
三	二	〇・四四一三	〇・四七九一
三	三	〇・四四〇一	〇・四七八二
三	四	〇・四三八九	〇・四七七三
三	五	〇・四三七八	〇・四七六五
三	六	〇・四三六七	〇・四七五八
三	七	〇・四三五七	〇・四七五〇

三 八	〇・四三四八	〇・四七四三
三 九	〇・四三三九	〇・四七三七
四 〇	〇・四三三〇	〇・四七三一
四 一	〇・四三二一	〇・四七二五
四 二	〇・四三一四	〇・四七一九
四 三	〇・四三〇六	〇・四七一四
四 四	〇・四二九九	〇・四七〇八
四 五	〇・四二九一	〇・四七〇三
四 六	〇・四二八五	〇・四六九九
四 七	〇・四二七八	〇・四六九四
四 八	〇・四二七二	〇・四六九〇
四 九	〇・四二六六	〇・四六八五
五 〇	〇・四二六〇	〇・四六八一

(出資の受入預り金及び金利等の取締等に関する法律施行細則の一部改正)

第十三条 出資の受入預り金及び金利等の取締等に関する法律施行細則(昭和二十九年八月鳥取県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。  
様式第一号の表中「町(米)」を「メートル」に改める。

(鳥取県生繭取扱規則の一部改正)  
第十四条 鳥取県生繭取扱規則(昭和二十五年五月鳥取県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。  
様式第二号及び様式第四号中「貫」を「キログラム」に改める。

(鳥取県繭鑑定規則の一部改正)  
第十五条 鳥取県繭鑑定規則(昭和二十八年七月鳥取県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。  
第三条第一号中「(六〇〇匁)」を削り、同条第二号中「(二四〇匁)」を削る。

(鳥取県桑苗検査規則の一部改正)  
第十六条 鳥取県桑苗検査規則(昭和二十八年十二月鳥

取県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。  
別記様式第二号中「(一五〇ポンド内外)」を削る。

(結核予防法施行細則の一部改正)  
第十七条 結核予防法施行細則(昭和二十八年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。  
別記様式第十六号の二中「(町 反 畝 歩)」を「(アール)」に改める。

(結核隔離療養室貸与規則の一部改正)  
第十八条 結核隔離療養室貸与規則(昭和三十一年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。  
第一号様式中「(町 反 畝 歩)」を「(アール)」に、「(横 坪)」を「(棟 平方メートル)」に改める。

(食品衛生法施行細則の一部改正)  
第十九条 食品衛生法施行細則(昭和三十三年十一月鳥取県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

様式第十三号中「合」を「リットル」に改める。  
別表、食品衛生法施行細則第十二条の規定による営業施設基準のうち特殊基準の十六清涼飲料水製造業中「十五坪」を「四十九・五平方メートル」に、「五坪」を「十六・五平方メートル」に改める。

(大麻取締法施行細則の一部改正)  
第二十条 大麻取締法施行細則(昭和二十八年九月鳥取県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。  
別記様式第九号中「反 畝 歩」を「アール(又はヘクタール)」に、「貫 匁」を「キログラム」に改める。

(河川取締規則の一部改正)  
第二十一条 河川取締規則(昭和二十三年八月鳥取県規則第五十号)の一部を次のように改正する。  
第三号様式中「三尺」を「一メートル」に改める。

(河川及港湾取締規則の一部改正)  
第二十二条 河川及港湾取締規則(大正二年四月鳥取県令第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「三寸」を「十センチメートル」に、「二寸」を「六センチメートル」に、「三分」を「一センチメートル」に改める。

(国有財産使用及産物採取規則の一部改正)

第二十三条 国有財産使用及産物採取規則(大正十五年一月鳥取県令第二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式、第二号様式及び第四号様式中「何段何畝何歩」を「何平方メートル(又は何アール)」に、第一号様式中「坪数」を「面積」に改め、第三号様式中「何坪」を「何平方メートル」に「何石」を「何立方メートル」に改める。

(発電用水利使用規則の一部改正)

第二十四条 発電用水利使用規則(昭和二十六年九月鳥取県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式の第一の五、使用料中「何立方尺(何立方「メートル」)」を「何立方「メートル」」に、第

一の六、有効落差中「何十何尺(何十何「メートル」)」を「何十何「メートル」」に、第三の十、発電力の計算書中「(立方尺)」を「(立方メートル)」に、「(R)」を「(メートル)」に改める。

(鳥取県水防信号等に関する規則の一部改正)

第二十五条 鳥取県水防信号等に関する規則(昭和二十四年十月鳥取県規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

別記第一号中「二尺」を「六十センチメートル」に、「三尺」を「九十センチメートル」に、「二尺」を「60cm」に、「三尺」を「90cm」に改める。  
(郡市計画土地区画整理区域内建築許可規則の一部改正)

第二十六条 都市計画土地区画整理区域内建築許可規則(昭和二十八年十一月鳥取県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。  
様式一中「坪」を「平方メートル」に、「建坪」を

「建面積」に改める。

(鳥取県種鶏検査並びにふ卵業者登録条例施行規則の一部改正)

第二十七条 鳥取県種鶏検査並びにふ卵業者登録条例施行規則(昭和二十八年十月鳥取県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「(十四匁)」を削り、同条第二号中「(十三・三匁)」を削る。

(災害救助法施行細則の一部改正)

第二十八条 災害救助法施行細則(昭和二十三年一月鳥取県規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第一号(ロ)の3中「五坪、坪当り」を「一六・五平方メートル、三・三平方メートル当り」に改める。

(農業施設資金の融通に関する規則の一部改正)

第二十九条 農業施設資金の融通に関する規則(昭和三十年六月鳥取県規則第三十四号)の一部を次のように

改正する。

(別表) 融資対象選定基準の自給飼肥料施設資金の項、規格の欄を次のように改める。

- 一棟九・九二平方メートル以上、床の厚さ九・一センチメートル、腰の高さ九〇・九センチメートル、厚さ九・一センチメートルのコンクリート、腰側に上に九・一センチメートル角、長さ一・二メートル以上の四本以上を使用、屋根を作るもの
- 一棟九・九二平方メートル以上で床面はコンクリートとし牛床は板張り(三センチメートル×六センチメートル)とし換気、窓、尿溜の施設をするもの
- 五cm×三・〇cm屋根付の半地下式

同表のその他農業経営の改善及び生産拡充に必要な施設資金の項、規格の欄を次のように改める。

木造瓦ぶき又はトタンぶきの六六・一二平方メートル

ル以上のコンクリート床  
 柱はコンクリート製とし、スミ柱九・一センチメートル×九・一センチメートル、長さ三・三三メートル、中柱六・一センチメートル×六・一センチメートル、長さ二・二七メートル、周囲柱六・一センチメートル×九・一センチメートル、二・七三メートルのもの一〇アール当り五五本以上使用すること。  
 鉄線亜鉛引八番線一八・七五キログラム以上、同十番線一〇アール当り一八・七五キログラム以上使用するもの  
 木造瓦ぶき又はトタンぶき三・六メートル×九・一メートル三三・〇平方メートル以上、土間コンクリート  
 木造トタン又は瓦ぶき一三・二平方メートル以上  
 木造瓦ぶき五九・五平方メートル以上、土間コンクリート

(高压ガス取締法施行細則の一部改正)  
 第三十条 高压ガス取締法施行細則(昭和二十七年十二月鳥取県規則第九十六号)の一部を次のように改正する。  
 様式第二号中「PH」「KW」に改める。

(伝染病予防法施行細則の一部改正)  
 第三十一条 伝染病予防法施行細則(大正十五年九月鳥取県令第百二十二号)の一部を次のように改正する。  
 第六条第一号中「一坪五合」を「五平方メートル」に改める。

第十二条第二号中「五分」を「三センチメートル」に改め、同条第三号中「四尺」を「一・五メートル」に、「一尺」を「三十センチメートル」に改める。  
 第十九条中「二坪二合五勺」を「七・五平方メートル」に改める。

(公有水面埋立法施行令細則の一部改正)  
 第三十二条 公有水面埋立法施行令細則(大正十四年九

鳥取県令第四十号)の一部を次のように改正する。  
 様式中「段別」を「面積」に、「何段歩」を「何アール(又は何平方メートル)」に改める。  
 (温泉法施行細則の一部改正)  
 第三十三条 温泉法施行細則(昭和三十三年八月鳥取県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。  
 様式第一号及び様式第五号の表中「インチ」を「ミリメートル」に改める。

附 則  
 この規則は、昭和三十四年一月一日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第七号

本 庁 内 部 部 局 の 長  
 甲 類 附 属 機 関 の 長  
 地 方 機 関 の 長

鳥取県災害状況報告規程(昭和二十九年六月鳥取県訓令第八号)の一部を次のように改正する。

昭和三十三年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

被害額調査、一施設物被害の表中「町」を「ヘクタール」に、「坪」を「平方メートル」に、「坪数」を「面積」に改め、二生産物被害の1の表中「町」を「ヘクタール」に、「石」を「キロリットル」に、「千貫」を「トン」に、「貫」を「トン」に改め、2の表中「坪」を「アール」に、「町」を「ヘクタール」に、「石」を「立方メートル」に、「貫」を「キログラム」に、「斤」を「キログラム」に改め、4の表中「坪」を「平方メートル」に、「坪数」を「面積」に改める。

附 則

この訓令は、昭和三十四年一月一日から施行する。

鳥取県訓令第八号

山林事務所長

鳥取県行造林施行手続(昭和二十四年二月鳥取県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

昭和三十三年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

様式第一号の一、様式第二号、様式第三号及び様式第四号の面積欄中「町歩」を「ヘクタール」に、「町」を「ヘクタール」に改め、各種事業仕様書中「五寸」を「十五センチメートル」に、「二尺」を「六十センチメートル」に、「八寸」を「二十五センチメートル」に、「二寸」を「六センチメートル」に、「一尺五寸」を「五十センチメートル」に、「三尺」を「一メートル」に、「六尺」を「二メートル」に、「二尺」を「三十センチメートル」に、「十二尺」を「三、五メートル」に改める。

附 則

この訓令は、昭和三十四年一月一日から施行する。

鳥取県訓令第九号

各市町村長

市町村衛生事務報告規程(昭和二年一月鳥取県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

昭和三十三年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第一号様式の表中「段別」を「面積」に改める。

附 則

この訓令は、昭和三十四年一月一日から施行する。

鳥取県訓令第十号

干拓事業所

干拓事業所処務規程(昭和二十八年十一月鳥取県訓令第二十八号)の一部を次のように改正する。

昭和三十三年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二号様式の表中「刈」を「ターム」に改める。

附 則

この訓令は、昭和三十四年一月一日から施行する。

鳥取県告示第六百一十一号

計量単位の一に伴う関係規程等の整備に関する規程を次のように定め、昭和三十四年一月一日から施行する。

昭和三十三年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

計量単位の一に伴う関係規程等の整備に関する規程(鳥取県農業改良資金貸付規程の一部改正)

第一条 鳥取県農業改良資金貸付規程(昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十二号)の一部を次のように改

正する。

第二号様式中「反 畝」を「アール」に改める。

(鳥取県農業改良資金債務保証規程の一部改正)

第二条 鳥取県農業改良資金債務保証規程(昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二号様式の一経営概要中「反」を「アール」に、「坪」を「平方メートル」に改める。

(鳥取県農業改良資金貸付基準の一部改正)

第三条 鳥取県農業改良資金貸付基準(昭和三十三年十一月鳥取県告示第五日二十九号)の一部を次のように改正する。

表中「反当」を「一〇アール当り」に、「坪当」を「三・三平方メートル当り」に改める。

(鳥取県農業改良資金債務保証基準の一部改正)

第四条 鳥取県農業改良資金債務保証基準(昭和三十三年十一月鳥取県告示第五百三十号)の一部を次のよう

に改正する。

表の標準事業費欄中「五石入」を九〇一・九リットル入に、「反当り」を「一〇アール当り」に、「二〇〇石分」を「三六・一キロリットル分」に、「坪当り」を「三・三平方メートル当り」に、「五坪」を「一六・五平方メートル」に、「六坪」を「一九・八平方メートル」に、「二〇坪」を「三三平方メートル」に、「二五坪」を「八二・六平方メートル」に、「五尺×一〇尺」を「一・五メートル×三・〇メートル」に改める。

(積雪寒冷単作地帯農業振興施設補助金交付規程の一部改正)

第五条 積雪寒冷単作地帯農業振興施設補助金交付規程(昭和二十七年二月鳥取県告示第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表中「五十町歩」を「五十ヘクタール」に、「二十町歩」を「二十ヘクタール」に改める。

(農業倉庫施設補助要綱の一部改正)

第六条 農業倉庫施設補助要綱(昭和二十五年四月鳥取

県告示第二百三号)の一部を次のように改正する。

二中「一坪当り」を「三・三平方メートル当り」に、三中「坪当り収容力二十八石」を「三・三平方メートル当り収容力五・〇五平方メートル」に改める。

様式第一号、様式第二号及び様式第三号中「建設坪数」を「建設面積」に、「助成坪数」を「助成面積」に、「坪当単価」を「三・三平方メートル当り単価」に改める。

(菜種子配付規程の一部改正)

第七条 菜種子配付規程(昭和六年七月鳥取県告示第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「畝」を「アール」に改める。

(農作物風水害応急対策費補助金交付規程の一部改正)

第八条 農作物風水害応急対策費補助金交付規程(昭和二十八年十月鳥取県告示第四百四十九号)の一部を次のように改正する。

別表中「町当り」を「一ヘクタール当り」に、「畝

当り」を「一アール当り」に改める。

別記様式第一号、第二号、第三号から第六号まで及び第七号中「反当」を「一〇アール当り」に、「町当」を「一ヘクタール当り」に、「坪当」を「三・三平方メートル当り」に、「坪数」を「面積に、「坪」を「平方メートル」に、「町」を「ヘクタール」に、「町反」を「ヘクタール」に、「反」を「アール」に、「反歩分」を「アール分」に、「合」を「リットル」に、「升」を「リットル」に、「石」を「キロリットル」に、「石斗」を「キロリットル」に、「石当り」を「一八〇・三リットル当り」に、「一升当り」を「一八リットル当り」に改め、別記様式第一号の二及び第二号の二中「石当り」を「一八〇・三リットル当り」に、「石分」を「キロリットル分」に、「反当」を「一〇アール当り」に、「反分」を「アール分」に改める。

(飼料自給経営施設設置事業補助要綱の一部改正)

第九条 飼料自給経営施設設置事業補助要綱(昭和三十年四月鳥取県告示第百七十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「反」を「アール」に、「反分」を「アール分」に、「反当」を「十アール当り」に、「町」を「キロクタール」に、「尺」を「センチメートル」に、「輪廻」を「輪廻」に改める。

(牧野改良事業補助要綱の一部改正)

第十条 牧野改良事業補助要綱(昭和二十八年十二月鳥取県告示第五百五十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「町」を「ヘクタール」に、「町当」を「一ヘクタール当り」に改める。

(草地改良事業受託規程の一部改正)

第十一条 草地改良事業受託規程(昭和三十一年一月鳥取県告示第十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「(一町当り)」を「(一ヘクタール当り)」



に、「二反」を「一〇アール」に、「五反」を「五〇アール」に改める。

第一号様式中「田」を「畑」に改め、「畑」を「田」に改め、第二号様式の植生欄中「田」を「畑」に改め、「畑」を「田」に改め、「田」を「畑」に改め、第四号様式中「田」を「畑」に改め、「畑」を「田」に改め、

(草地改良事業補助要綱の一部改正)

第十二条 草地改良事業補助要綱(昭和三十三年三月鳥取県告示第百三十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「町」を「ヘクタール」に改める。

(鳥取県行造林実施要綱の一部改正)

第十三条 鳥取県行造林実施要綱(昭和二十三年十一月鳥取県告示第百九十七号)の一部を次のように改正

する。

第二条中「五町歩」を「五ヘクタール」に改める。

(民有林開発緊急林道施設補助要綱の一部改正)

第十四条 民有林開発緊急林道施設補助要綱(昭和二十六年二月鳥取県告示第六十号)の一部を次のように改正する。

様式第二号四、生産計画の表中「一町歩当」を「一ヘクタール当り」に、「町」を「ヘクタール」に、「石」を「立方メートル」に改める。

(鳥取県災害林道復旧事業補助規程の一部改正)

第十五条 鳥取県災害林道復旧事業補助規程(昭和二十九年十一月鳥取県告示第百四十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号の別紙事業計画画中「町」を「ヘクタール」に、「石」を「立方メートル」に改める。

(公林野分収造林規程の一部改正)

第十六条 公有林野分収造林規程(昭和二十二年五月鳥

取県告示第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式、経費明細の表の備考欄中「八畝歩」を「八アール」に、「一反歩」を「一〇アール」に改める。

(鳥取県展示林設置規程の一部改正)

第十七条 鳥取県展示林設置規程(昭和二十七年三月鳥取県告示第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「一反歩」を「十アール」に改める。

様式第一号中「反」を「アール」に、「石」を「立方メートル」に改め、様式第四号中「三寸」を「九センチメートル」に、「四寸」を「二センチメートル」に、「二尺」を「六〇センチメートル」に、「三尺」を「九〇センチメートル」に、「六尺」を「一・八メートル」に、「六尺六寸」を「二メートル」に改める。

(鳥取県林業技術普及モデル村設置要綱の一部改正)

第十八条 鳥取県林業技術普及モデル村設置要綱(昭和二十八年三月鳥取県告示第百十六号)の一部を次のように改正する。

様式、1所有形態別面積の表及び2利用別面積の表中「町」を「ヘクタール」に改め、2私有林経営規模別戸数の表及び3耕地経営規模別戸数の表中「一反」を「一〇アール」に、「三反」を「三〇アール」に、「五反」を「五〇アール」に、「町」を「ヘクタール」に改め、7林産物年産額の表中「石」を「立方メートル」に改める。

(農林水産振興資金の融通要綱の一部改正)

第十九条 農林水産振興資金の融通要綱(昭和三十三年六月鳥取県告示第百七十三号)の一部を次のように改正する。

別表、融資対象選定基準の表中「一反歩」を「一〇アール」に、「一町歩」を「一ヘクタール」に改め

る。

別記様式、別紙1の表中「坪」を「平方メートル」に改め、(記載注意)のロの②中「坪数」を「面積」に、「坪数」を「3.3平方メートル」に、③中「反畝」を「10アール」に改める。

別記様式、別紙2の表中「反」を「アール」に、「メ」を「キログラム」に改め、(記載注意)ハ中「反」を「アール」に、「坪数」を「面積」に、「坪数」を「坪数」に改め、③中「坪」を「キログラム」に、④及び⑤中「坪」を「キログラム」に、⑥中「石」を「立方メートル」に、⑧中「坪」を「坪数」に改める。

(稚蚕共同飼育施設補助金交付規程の一部改正)

第二十条 稚蚕共同飼育施設補助金交付規程(昭和二十七年七月鳥取県告示第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

様式二中「坪」を「平方メートル」に、「貫」を

「キログラム」に改める。

(たばこ被害調査用蚕児飼育施設補助金交付規程の一部改正)

第二十一条 たばこ被害調査用蚕児飼育施設補助金交付規程(昭和二十九年七月鳥取県告示第三百七十九号)の一部を次のように改正する。

様式第二号の表、摘要欄中「反別」を「面積」に、「反」を「アール」に改める。

(優良桑苗確保施設要項の一部改正)

第二十二条 優良桑苗確保施設要項(昭和二十七年五月鳥取県告示第二百六十二号)の一部を次のように改正する。

様式第四号中「反」を「アール」に、「反別」を「面積」に改める。

(桑園緑肥奨励金交付規程の一部改正)

第二十三条 桑園緑肥奨励金交付規程(昭和七年九月鳥取県告示第三百九十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号の二事業計画書中「段別」を「面積」に、「町段」を「ヘクタール」に改め、「坪」を「リットル」に、「段畝」を「アール」に改める。

様式第二号中「段別」を「面積」に、「坪」を「キログラム」に、「段畝」を「アール」に改める。

(養蚕経営改善特別指導施設補助金交付規程の一部改正)

第二十四条 養蚕経営改善特別指導施設補助金交付規程(昭和二十九年七月鳥取県告示第三百六十号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「坪数」を「面積」に、「反別」を「面積」に、「坪」を「平方メートル」に、「反」を「アール」に改め、様式第三号中「反分」を「アール分」に、「一反当」を「一〇アール当り」に改める。

(蚕業振興施設補助要項の一部改正)

第二十五条 蚕業振興施設補助要綱(昭和二十七年七月鳥取県告示第三百三十八号)の一部を次のように改正

する。

別記、様式二の表中「反別」を「面積」に、「反」を「アール」に改める。

(土木費支弁並びに土木費補助規程の一部改正)

第二十六条 土木費支弁並びに土木費補助規程(昭和二十四年三月鳥取県告示第百五号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「六尺」を「二メートル」に改める。

(農地調整関係事務委託要項の一部改正)

第二十七条 農地調整関係事務委託要項(昭和二十八年三月鳥取県告示第百十三号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「町」を「ヘクタール」に、「延坪数」を「延面積」に、「石」を「立方メートル」に改める。

(自作農創設特別措置特別会計施設費交付要領の一部改

正)

第二十八条 自作農創設特別措置特別会計施設費交付要領(昭和二十八年一月鳥取県告示第四号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中「一町歩」を「一ヘクタール」に改める。

(自作農創設維持助成費交付規程の一部改正)

第二十九条 自作農創設維持助成費交付規程(昭和二十七年七月鳥取県告示第三百六十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式、第一号様式之二及び第一号様式之三

「町」を「ヘクタール」に改める。

(開墾工事補助規程の一部改正)

第三十条 開墾工事補助規程(昭和二十三年十月鳥取県告示第五百十三号)の一部を次のように改正する。

様式第三号の表中「厩」を「ハンター」に、「五」を「サロモン」に、「罾」を「サロモン」に、

「畚」を「畚」に改め、同様式の備考中「反」を「10アール」に改める。

(鳥取県開拓地酸性土じよう改良事業補助金交付規程の一部改正)

第三十一条 鳥取県開拓地酸性土じよう改良事業補助金交付規程(昭和二十八年九月鳥取県告示第三百八十一号)の一部を次のように改正する。

第二号様式の表中「町」を「ヘクタール」に改める。

(鳥取県開拓事業入植施設災害復旧補助金交付規程の一部改正)

第三十二条 鳥取県開拓事業入植施設災害復旧補助金交付規程(昭和二十六年三月鳥取県告示第二百五号)の一部を次のように改正する。

第一号様式の表中「延坪数」を「延面積」に改める。

(鳥取県開拓事業入植施設補助金交付規程の一部改正)

第三十三条 鳥取県開拓事業入植施設補助金交付規程(昭和二十七年十月鳥取県告示第四百八十三号)の一部を次のように改正する。

様式二の表中「坪」を「平方メートル」に、「坪数」を「面積」に、「建坪」を「建面積」に、「延坪」を「延面積」に、「石」を「キロリットル」に改める。

(県営干拓堤防補強及び補修事業委託要項の一部改正)

第三十四条 県営干拓堤防補強及び補修事業委託要項(昭和二十七年十一月鳥取県告示第五百四十九号)の一部を次のように改正する。

様式第八号の表中「町」を「ヘクタール」に改め、同表の資材欄中「石」を「立方メートル」に、効果欄中「石」を「キロリットル」に改める。

(畑作改善トラクター耕作事業受託規程の一部改正)

第三十五条 畑作改善トラクター耕作事業受託規程(昭和三十三年一月鳥取県告示第三十号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式までの表中「反別」を「面積」に、「反」を「アール」に改める。

(土地改良事業換地処分補助規程の一部改正)

第三十六条 土地改良事業換地処分補助規程(昭和二十五年十月鳥取県告示第五百四十一号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「町」を「ヘクタール」に、「反当」を「一〇アール」に改める。

(鳥取県鹼検定所繰糸試験規程の一部改正)

第三十七条 鳥取県鹼検定所繰糸試験規程(昭和二十七年七月鳥取県告示第三百四十九号)の一部を次のように改正する。

(別記) 第一号様式及び第二号様式中「貫」を「キログラム」に改める。

(鳥取県温泉保護に関する措置基準の一部改正)

第三十八条 鳥取県温泉保護に関する措置基準(昭和三十三年六月鳥取県告示第三百四号)の一部を次のように改正する。

に改正する。

第四条中「三インチ」を「七六・二ミリメートル」に改める。

(三朝温泉保護に関する措置基準の一部改正)

第三十九条 三朝温泉保護に関する措置基準(昭和三十三年七月鳥取県告示第三百二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「三インチ」を「七六・二ミリメートル」に改める。

様式第一号中「インチ」を「ミリメートル」に改める。

昭和四年四月十五日第三種郵便 認可 発行日 火 金

発 行 所

鳥取県鳥取市東町

県

印

刷

所 県